

緊急事態宣言を踏まえた適切な対応について（お願い）

令和3年1月13日

栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県の学習塾事業者の皆様

公益社団法人全国学習塾協会
会長 安藤 大作

緊急事態宣言に関しまして、栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県にて事業活動を行っている事業者の皆様に当協会よりお知らせがございます。

1月13日に菅内閣総理大臣が、緊急事態宣言の対象地域を追加する発令をしました。

当協会は、2020年8月17日に「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第4版）」（以下「ガイドライン」という。）を公表いたしております。

ガイドライン <https://www.jja.or.jp/7053/release>

事業者の皆様におかれましては、事業所の所在する地方公共団体からの通知・要請および学校の休業状況に合わせ、オンライン授業等の活用を含めて、総合的に判断し、適切な対応を行っていただきまようお願い申し上げます。

なお、ガイドラインにおける休業に関する考え方は次の通りです。

- ・都道府県知事からの施設の使用の制限・休止の要請があった際は、適切に対処する。
- ・事業所の所在する学校が臨時休校を行った場合、対面授業の休止を検討する。

皆様におかれましては、1日も早くこの事態の終息に繋がっていただけるようにご理解とご協力をお願い申し上げます。